

若草集会所更新プロジェクトに係る「別紙7 若草集会所更新プロジェクトにおける
広島市公共施設福祉環境整備要綱の適用範囲」の修正

令和7年10月10日

令和7年8月27日付けで公示しました「若草集会所更新プロジェクトに係る公募型プロポーザル」について、下表のとおり「別紙7 若草集会所更新プロジェクトにおける広島市公共施設福祉環境整備要綱の適用範囲」の一部の適合識別を修正します。

広島市長 松井 一實

修正内容

ページ/整備箇所/ 項目	修正前	修正後
P 1 1 敷地内通路/ 幅員	識別：全て白色⇒適合必須 (1) 歩行通路の幅員は、180 cm以上とする。ただし、駐車場内通路にあっては、120 cm以上とすることができる。 (2) 門扉の幅員及びバリカー間隔は、「3 屋外出入口の有効幅員」に準ずる。	識別：一部白色、一部灰色⇒白色部分は適合必須、灰色部分は適合任意 (1) 歩行通路の幅員は、180 cm以上とする。ただし、駐車場内通路にあっては、120 cm以上とすることができる。 (2) 門扉の幅員及びバリカー間隔は、「3 屋外出入口の有効幅員」に準ずる。
P 2 7 トイレ/腰掛け式便器ブース	識別：全て白色⇒適合必須 (1) 全てのトイレに、手すり付き腰掛け式便器ブースを1か所以上設ける（男子用と女子用の区別がある場合は、それぞれに1か所以上設ける。）。 (2) 腰掛け式便器の便座は、1か所以上を温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛け式便座をいう。以下同じ。）とすることが望ましい。 (3) 手すりを設けたブースの出入口の有効幅員は、80 cm以上とし、その他は、65cm 以上とするよう努める。 (4) 戸は、原則として外開き戸又は引き戸とする。	識別：一部白色、一部灰色⇒白色部分は適合必須、灰色部分は適合任意 (1) 全てのトイレに、手すり付き腰掛け式便器ブースを1か所以上設ける（男子用と女子用の区別がある場合は、それぞれに1か所以上設ける。）。 (2) 腰掛け式便器の便座は、1か所以上を温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛け式便座をいう。以下同じ。）とすることが望ましい。 (3) 手すりを設けたブースの出入口の有効幅員は、80 cm以上とし、その他は、65cm 以上とするよう努める。 (4) 戸は、原則として外開き戸又は引き戸とする。

ページ/整備箇所/ 項目	修正前	修正後
P 2 7 トイレ/手すり付き小便器	識別：全て白色⇒適合必須 (1) 男子用トイレに、手すり付きストール小便器を1か所以上設ける。 (2) 設置箇所は、原則として出入口に最も近い位置とする。 (3) 便器の受け口の高さは、35cm以下とする。	識別：全て灰色⇒適合任意 (1) 男子用トイレに、手すり付きストール小便器を1か所以上設ける。 (2) 設置箇所は、原則として出入口に最も近い位置とする。 (3) 便器の受け口の高さは、35cm以下とする。
P 2 7 トイレ/手すり付き等洗面器	識別：全て白色⇒適合必須 (1) 男女それぞれの洗面所に、レバー式又はプッシュ式その他操作が容易な水栓器具を備えた、手すり付き洗面器又は左右にカウンターを設けた洗面器を1か所以上設ける。ただし、車椅子使用者も利用できる洗面器として設ける場合には、原則としてカウンター式とする。 (2) 車椅子使用者も利用できる洗面器を設ける場合には、「14 カウンター、公衆電話台等」に準じた高さ及び構造とする。 (3) 洗面器の鏡は、傾斜鏡とせず、また、車椅子使用者も利用できる洗面器の場合には、洗面器にできる限り近い位置を鏡の下端とする。	識別：一部白色、一部灰色⇒白色部分は適合必須、灰色部分は適合任意 (1) 男女それぞれの洗面所に、レバー式又はプッシュ式その他操作が容易な水栓器具を備えた、手すり付き洗面器又は左右にカウンターを設けた洗面器を1か所以上設ける。ただし、車椅子使用者も利用できる洗面器として設ける場合には、原則としてカウンター式とする。 (2) 車椅子使用者も利用できる洗面器を設ける場合には、「14 カウンター、公衆電話台等」に準じた高さ及び構造とする。 (3) 洗面器の鏡は、傾斜鏡とせず、また、車椅子使用者も利用できる洗面器の場合には、洗面器にできる限り近い位置を鏡の下端とする。

ページ/整備箇所/ 項目	修正前	修正後
P 3 8 バリアフリー トイレ/ブース の設置場所及び 設置数/車椅子 使用者等対応ト イレ	識別：全て灰色⇒適合任意 (1) 車椅子使用者等対応トイレのブースは、ア、イのとおり設ける。 ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物、障害者や高齢者等の利用の多い建築物、児童館又は学校で、床面積の合計が 2,000 m²以上のものには、市民が利用する階にそれぞれ 1 か所以上設けることを原則とする。 イ 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は障害者や高齢者等の利用の多い建築物で、床面積の合計がおおむね 300 m²以上のもの、児童館又は学校には、建築物の主要な屋外出入口のある 1 階等の市民の往来が多い階及び多人数が利用するホール等のある階にそれぞれ 1 か所以上設ける。 (2) ブースは、男女共用とする。	識別：一部白色、一部灰色⇒白色部分は適合必須、灰色部分は適合任意 (1) 車椅子使用者等対応トイレのブースは、ア、イのとおり設ける。 ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物、障害者や高齢者等の利用の多い建築物、児童館又は学校で、床面積の合計が 2,000 m²以上のものには、市民が利用する階にそれぞれ 1 か所以上設けることを原則とする。 イ 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は障害者や高齢者等の利用の多い建築物で、床面積の合計がおおむね 300 m²以上のもの、児童館又は学校には、建築物の主要な屋外出入口のある 1 階等の市民の往来が多い階及び多人数が利用するホール等のある階にそれぞれ 1 か所以上設ける。 (2) ブースは、男女共用とする。
P 3 8 バリアフリー トイレ/ブース の広さ/車椅子 使用者等対応ト イレ	識別：全て灰色⇒適合任意 (1) ブースの広さは、児童館及び学校にあっては、内法 200 cm×200 cm、建築物の主要な屋外出入口のある 1 階等の市民の往来が多い階及び多人数が利用するホール等のある階のそれぞれ 1 か所以上は、内法 220 cm×285 cmを標準とする。なお、その他のものにあつては、車椅子使用者が円滑に利用することができる広さとする。 (2) 建物構造上やむを得ない場合にあっては、内法 150 cm×200 cmを標準とすることができる。	識別：一部白色、一部灰色⇒白色部分は適合必須、灰色部分は適合任意 (1) ブースの広さは、児童館及び学校にあっては、内法 200 cm×200 cm、建築物の主要な屋外出入口のある 1 階等の市民の往来が多い階及び多人数が利用するホール等のある階のそれぞれ 1 か所以上は、内法 220 cm×285 cmを標準とする。なお、その他のものにあつては、車椅子使用者が円滑に利用することができる広さとする。 (2) 建物構造上やむを得ない場合にあっては、内法 150 cm×200 cmを標準とすることができる。

ページ/整備箇所/ 項目	修正前	修正後
P 3 8 バリアフリー トイレ/ブース の出入口/車椅子 使用者等対応 トイレ	識別：全て灰色⇒適合任意 (1) ブースの出入口の有効幅員は、90 cm以上とする。 (2) 戸は、引き戸とし、円滑に開閉できるものとする。 (3) 手動式の戸の場合、把手は棒状把手とする。 (4) 自動式の戸の場合、戸の開閉スイッチは、戸から 70cm 以上離して設置し、その設置高さは 100cm 程度とする。 (5) 出入口には、段を設けない。 (6) 出入口前後の床は、同一レベルの水平床面とし、動線に応じた広さを確保する。	識別：全て白色⇒適合必須 (1) ブースの出入口の有効幅員は、90 cm以上とする。 (2) 戸は、引き戸とし、円滑に開閉できるものとする。 (3) 手動式の戸の場合、把手は棒状把手とする。 (4) 自動式の戸の場合、戸の開閉スイッチは、戸から 70cm 以上離して設置し、その設置高さは 100cm 程度とする。 (5) 出入口には、段を設けない。 (6) 出入口前後の床は、同一レベルの水平床面とし、動線に応じた広さを確保する。
P 3 8 バリアフリー トイレ/ブース に設ける設備/ 共通	識別：全て灰色⇒適合任意 (1) 腰掛け式便器を設ける。 (2) 腰掛け式便器の便座は、温水洗浄便座とすることが望ましい。 (3) 外径 3 ～ 4 cm 程度の手すりを設ける。 (4) ブース内に洗面器を設ける場合は、水栓器具をレバー式又はプッシュ式その他操作しやすいものとし、鏡は、傾斜鏡としない。 (5) おむつやストーマ装具等を廃棄できる大きさの汚物入れを設ける。 (6) 出入口には、誰でも利用できるような名称等の表示はせず、ブース内の設備や機能等を、文字やピクトグラム等（当該内容が日本産業規 JIS Z 8210 に定められている場合は、これに適合するもの）により、分かりやすく表示し、利用対象者を識別しやすいように配慮する。	識別：全て白色⇒適合必須 (1) 腰掛け式便器を設ける。 (2) 腰掛け式便器の便座は、温水洗浄便座とすることが望ましい。 (3) 外径 3 ～ 4 cm 程度の手すりを設ける。 (4) ブース内に洗面器を設ける場合は、水栓器具をレバー式又はプッシュ式その他操作しやすいものとし、鏡は、傾斜鏡としない。 (5) おむつやストーマ装具等を廃棄できる大きさの汚物入れを設ける。 (6) 出入口には、誰でも利用できるような名称等の表示はせず、ブース内の設備や機能等を、文字やピクトグラム等（当該内容が日本産業規 JIS Z 8210 に定められている場合は、これに適合するもの）により、分かりやすく表示し、利用対象者を識別しやすいように配慮する。

ページ/整備箇所/ 項目	修正前	修正後
P 4 8 バリアフリー トイレ/ブース に設ける設備/ 車椅子使用者等 対応トイレ	識別：全て灰色⇒適合任意 (1) 腰掛け式便器の便座の高さは、 床から 42 cm程度とする。 (2) 便座には背もたれを適切な位 置に設ける。 (3) 洗浄ボタン、紙巻器、手洗器及 び非常通報装置等を、日本産業規 格 JIS S 0026 に基づき、車椅子 使用者等が利用しやすい位置に、 形状や色等に配慮して設ける。 (4) 洗面器は、左右にカウンターを 設けたものとし、「14 カウンタ ー、公衆電話等」に準じた高さ及 び構造のものを設け、鏡は、洗面 器にできる限り近い位置を鏡の 下端とする。ただし、共用洗面所 に車椅子使用者も利用できる洗 面器が設けられている場合は除 く。 (5) 建築物の主要な屋外出入口の ある 1 階等の市民の往来が多い 階及び多人数が利用するホール 等のある階のそれぞれ 1 か所以 上に、介助用の大型ベッド等を設 ける。ただし、児童館及び学校に あっては、又は建築構造上やむを 得ない場合にあっては、手荷物を 置く棚の設置に替えることがで きる。	識別：一部白色、一部灰色⇒白色部分 は適合必須、灰色部分は適合任意 (1) 腰掛け式便器の便座の高さは、 床から 42 cm程度とする。 (2) 便座には背もたれを適切な位 置に設ける。 (3) 洗浄ボタン、紙巻器、手洗器及 び非常通報装置等を、日本産業規 格 JIS S 0026 に基づき、車椅子 使用者等が利用しやすい位置に、 形状や色等に配慮して設ける。 (4) 洗面器は、左右にカウンターを 設けたものとし、「14 カウンタ ー、公衆電話等」に準じた高さ及 び構造のものを設け、鏡は、洗面 器にできる限り近い位置を鏡の 下端とする。ただし、共用洗面所 に車椅子使用者も利用できる洗 面器が設けられている場合は除 く。 (5) 建築物の主要な屋外出入口の ある 1 階等の市民の往来が多い 階及び多人数が利用するホール 等のある階のそれぞれ 1 か所以 上に、介助用の大型ベッド等を設 ける。ただし、児童館及び学校に あっては、又は建築構造上やむを 得ない場合にあっては、手荷物を 置く棚の設置に替えることがで きる。
P 4 10 階段（主たる 階段）/形状	識別：全て白色⇒適合必須 (1) 回り段を設けない。 (2) 蹴込みは 2 cm以下とし、会議場 等ホールに通じる階段にあつて は、蹴上げは 16cm 程度、踏面は 30cm 程度とする。	識別：一部白色、一部灰色⇒白色部分 は適合必須、灰色部分は適合任意 (1) 回り段を設けない。 (2) 蹴込みは 2 cm以下とし、会議場 等ホールに通じる階段にあつては、 蹴上げは 16cm 程度、踏面は 30cm 程 度とする。
P 4 10 階段（主たる 階段）/形状	識別：全て白色⇒適合必須 (1) 会議場等のホールに通じる階 段の幅員は、150cm 以上とする。	識別：全て灰色⇒適合任意 (1) 会議場等のホールに通じる階段 の幅員は、150cm 以上とする。